

平成30年度

政務活動費報告

調査研究・会報

◆政務活動費とは

地方自治法の規定に基づき、町が条例を制定し、松伏町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報、事務等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な経費に対して交付される。

交付対象……………松伏町議会議員で構成される会派

交 付 額……………月額10,000円×所属議員数

(単位：円)

会派名	収入額	活動支出額	残額 (町へ返還)	主な内容
自民クラブ	600,000	582,181	17,819	調査研究費・資料購入費
公明・新自民の会	400,000	365,812	34,188	調査研究費
日本共産党	240,000	236,588	3,412	資料購入費・広報費・研修費
無所属クラブ	240,000	223,102	16,898	研修費・資料購入費
町民クラブ	120,000	85,329	34,671	調査研究費
公明党	120,000	7,868	112,132	資料購入費
新自民クラブ	120,000	0	120,000	

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

※町ホームページに収支報告書、出張調査報告書を掲載していますのでご覧ください。

※参考…5市1町（議員1人あたり）

草加市…年額 60万円 越谷市…年額 96万円 八潮市…年額 20万円
三郷市…年額 36万円 吉川市…年額 24万円 松伏町…年額 12万円